

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月22日（火） 14:14～15:29

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	知念	雄二	
	2番	西江	正	
	3番	知念	正和	
	5番	知念	順司	
	6番	大城	進	
	7番	大城	貴子	
	8番	東江	良和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし。

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請書に係る意見書の一部変更について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮里 正邦
主事 崎濱 秀太

平成 30 年 第 5 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 30 年第 5 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数 9 名中全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、委員総数 9 名のうち 9 名が出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 9 番玉城委員。1 番知念委員を指名致します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。1 件の申請が出ております。

譲受人●さん。職業、農業。経営耕地面積 6,660 m²。譲渡人●さん。これは伯父からの贈与となっております。申請地は●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 480 m²。坪にしまして 145 坪。所有権移転贈与となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい、質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定致しました。

局長 有難うございます。

会長 日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。1件の申請が出されています。

譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積500㎡。転用面積500㎡。転用目的、店舗兼住宅。所有権移転売買となっております。面積が坪にしまして151坪。売買価格が坪当たり7,000円となっております。本日お配りしました意見書をご覧になって頂けますでしょうか。

左上に「様式第5号の6」となっている意見書でございます。「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書」。譲受人、譲渡人は先程申し上げた方でございます。所在地も先程、申し上げております。ここで農地区分の方をご覧になって頂けますでしょうか。上から大きい枠で2番目です。農地区分は第3種農地となっております。その理由は「街区に占める宅地面積の割合が40%を超えている」。という事が根拠となっております。次に下の方のやや中央の意見決定の理由「当該申請地は●、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された地域に位置し、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については許可相当と認める」。第3種農地につきましては許可できる農地となっております。他の項目につきましてはご覧になって頂きたいと思えます。総合意見の方、「許可相当と認められる」。としております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

1番 いいですか。土地を分筆しての申請となっておりますが、今回、転用申請のあった部分を除いた土地については、何方の所有になっていきますか。更に申請では店舗兼住宅となっておりますが、店舗はどのような店になるのでしょうか。

議長 休憩します。 (14:21~14:24)

局長 先程、知念委員からご質疑のあった件についてお答えします。

残った部分の土地につきましては、今のところは●さんの所有という事になっております。ただ今後、この辺りは3種農地となっておりますので、転用の申請が出てくる可能性は否定できないという事です。

次に「店舗兼住宅」という事でございますが、図面が出されておりました、この図面を見た限りではカウンター等がございますので、飲食店または喫茶店、そういう部類の店舗になるとみております。以上でございます。

会長 宜しいですか。

1 番 はい。

会長 他にございませんか。

これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定致しました。

局長 有難うございます。

会長 日程の第5、議案第3号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第3号「非農地証明について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。1件の申請がなされています。

申請人●さん。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積、528㎡。所有者氏名●さん。となっております。この案件につきましては、委任状が添付されておりました、●さんから●さんへ委任しての証明願いとなっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。

議長 これにて質疑を終わります。お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

局長 有難うございます。

議長 日程の第6、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請書に係る意見書の一部変更について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請書に係る意見書の一部変更について」。●回総会において議案第2号で意見決定した下記の案件について別紙のとおり意見書を●に遡及し、一部変更したいので、可否の意見を求めます。2件でございますがNo.2、No.3となっておりますが、この番号につきましては、前回の議案の番号をそのまま採用しておりますのでご了承ください。申請者譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。地番だけ申し上げて宜しいでしょうか？

会長 はい。

局長 ●、●、●、●。先程、現場をご覧になって頂いた筆でございます。これにつきましては●を目的とした転用となっております。権利等につきましても、前回の総会で審議しておりますので、割愛させていただきます。

次にNo.3、譲受人、先程と同じく●。譲渡人●さん。申請地が●。こちらと同じ転用目的となっております。次の頁をご覧になって頂けますでしょうか。5頁が譲渡人●から●への申請地の意見書となっております。次の頁、6頁をご覧になって頂けますでしょうか。この方がNo.3の方の●さんが譲渡人となっている案件でございます。7頁をご覧になって頂けますでしょうか。これが新旧比較表となっておりますので、これでご説明申し上げます。

訂正をお願いします。右側上の欄です「新」になっているのを「旧」に訂正して頂けますでしょうか。変更前ですので「旧」が正しい表現となります。意見書の欄、該当事項とした判断理由。「申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること」の欄についてですが、当初、「一団農地が10haを超える第一種農地であるが、●である」という表現でございましたが、変更後が「一団農地が10ha以上の第一種農地である」。に変更しております。次に意見決定理由でございますがアンダーラインを引いた部分です、「農地の転用不可の例外」。右側の方ですね、第4条を根拠としておりましたが左側では、アンダーラインの部分を変更してあります。「農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外 第11条」を根拠とした転用になるという事で農業会議の方からご指摘がございましたので、その様にしております。次に意見決定欄、「4月18日」を「4月24日」。「知事に送付」欄を、これはこれから送付しますので月の方を空けております。次にNo.3の「当該事項とした判断理由」については

先程と同じでございますので割愛させていただきます。次に転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合。当初、●を記載しておりましたがこれは譲渡人●さんの筆の面積がそのまま入っておりましたので、訂正しまして●さんの土地につきましては●㎡でございますので、これに訂正させていただきます。次に「意見決定の理由」欄につきましては先程と同じ内容でございます。意見決定欄、これにつきましても先程と同様でございます。

「知事に送付」欄も先程と同様でございます。8頁をご覧になって頂けますでしょうか。先程、根拠法令の変更がありました、「農地法施行令第11条に基づく転用」という事になります。細かいところにつきましては、委員の皆さん各自でご覧になって頂きたいと思っております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

局長 会長、ちょっと補足説明してよろしいでしょうか。

議長 はい。

局長 先程、新旧比較表にはございませんでしたが、意見書の下から5行目「申請地に係る土地と農業振興地域との関係、農業振興地域決定の有無」告示が前回の総会においては抜けておりましたので農業会議から指導がございまして、告示日を入れております。「●地域指定」ということになっております。これは復帰後、その次の3月という事になっております。次に農用地区域決定の有無、農用地区域外。これは決定が●。今現在、村の農業振興地域整備計画が●に作成されたものでございますので、その日付をいれてございます。同じく6頁の意見書についても同様でございます。以上です。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案の通り決定しました。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成30年第5回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:36

署 名

会 長 玉城 增生 印

9 番 玉城 正芳 印

1 番 知念 雄二 印